

日向南部地区義務教育学校施設整備 基 本 計 画

令和8（2026）年 5月
日向市教育委員会

目 次

第1章 基本計画策定の目的と位置づけ	3
1.1 策定の目的	3
1.2 基本構想との関係	3
1.3 計画の対象・期間	4
第2章 整備の基本方針	5
2.1 施設整備の六つの基本方針	5
2.2 義務教育学校として求められる教育環境の特性	5
第3章 施設規模計画	6
3.1 整備規模の前提条件（児童生徒数推計）	6
3.2 既存施設の取扱い.....	6
第4章 施設の考え方	7
4.1 敷地計画	7
（1）敷地の考え方	7
（2）敷地利用計画（配置計画）	8
4.2 施設計画	9
（1）施設整備の基本コンセプト	9
（2）必要諸室等.....	10
（3）室別面積一覧（案）	12
（4）施設整備構成.....	13
（5）構造計画	13
（6）設備計画	14
第5章 事業費等	15
5.1 概算工事費	15
5.2 整備手法の選定	15
5.3 財源計画.....	17
5.4 跡地の利活用方針.....	19
5.5 中長期的な公共施設マネジメントの視点.....	19
第6章 事業スケジュール	20

第1章 基本計画策定の目的と位置づけ

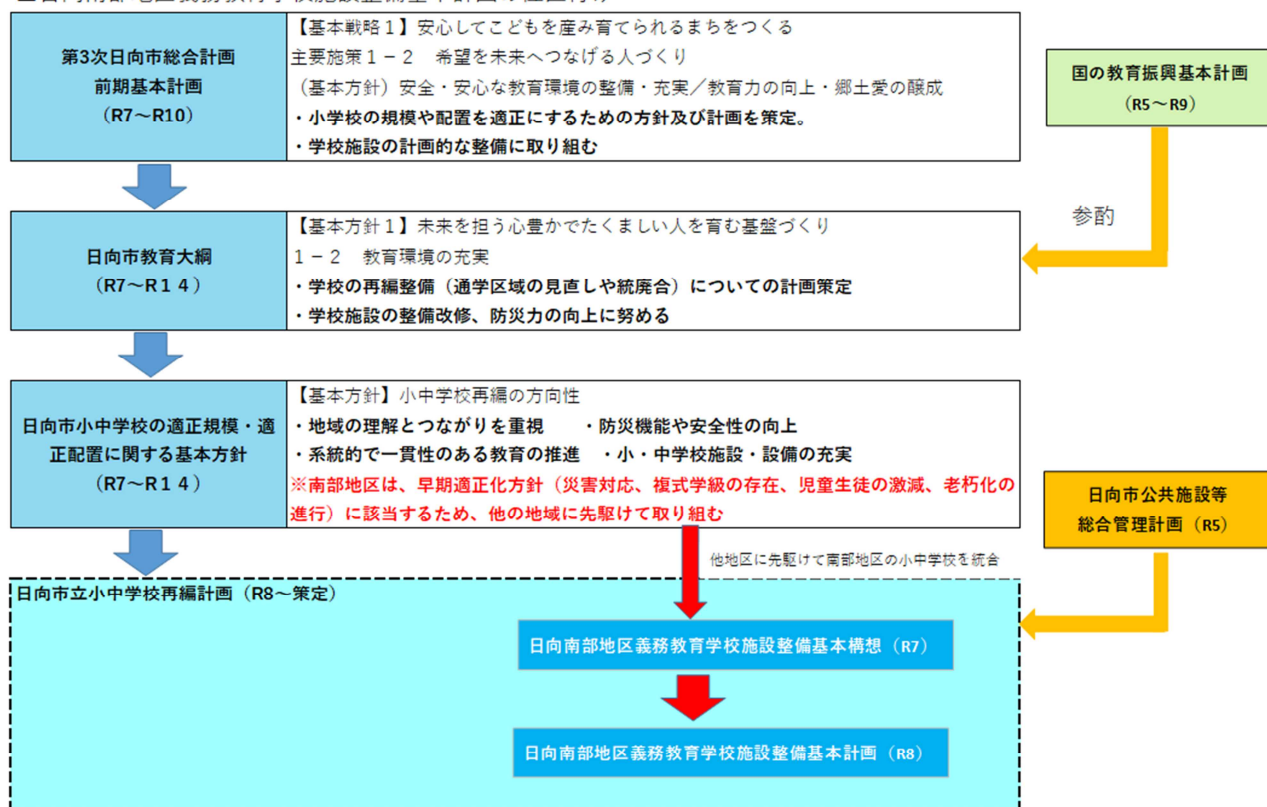
1.1 策定の目的

本基本計画は、令和8（2026）年4月に策定した「日向南部地区義務教育学校施設整備 基本構想」（以下「基本構想」という）を受け、施設整備の具体的な規模・機能・配置・事業手法・スケジュール・事業費を明確にし、次段階の設計への円滑な移行および関係者間の調整を図るための計画として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、基本構想で示した施設整備の基本方針（安全・安心、学習環境、快適性、柔軟性、地域とのつながり、持続可能性）を継承し、施設計画・構造計画・設備計画等として具体化します。

1.2 基本構想との関係

■日向南部地区義務教育学校施設整備基本計画の位置付け



1.3 計画の対象・期間

区 分	内 容
対象校区	日向南部地区（美々津中学校区）
対象施設	美々津小学校（田の原分校含む）・寺迫小学校・美々津中学校を統合した義務教育学校施設
整備場所	美々津小学校敷地（日向市美々津町 3506 番地 1）および周辺取得予定地
計画期間	令和 8（2026）年度～令和 11（2029）年 4 月（開校）

第2章 整備の基本方針

2.1 施設整備の六つの基本方針

基本構想において確立した以下6つの柱を、本計画の基本方針とします。

基本方針	内 容
① 安全・安心（防災・防犯）	災害時の安全性を確保するとともに、防犯面にも配慮した施設計画とします。また、避難所としての運用も見据え、管理や動線に配慮します。
② 学習環境（教育活動の高度化）	多様な学び方に対応できる学習空間の構成とし、学年・校種間の連携がしやすい配置・動線を検討します。あわせて、学習を支えるICT環境の充実を図ります。
③ 快適性（バリアフリー）	バリアフリーに配慮し、誰もが利用しやすく、移動しやすい施設計画とします。避難時の安全性・円滑性にも配慮します。
④ 柔軟性（将来変化への対応）	児童生徒数や教育内容の変化に対応できるよう、用途転用やレイアウト変更がしやすい施設計画とします。建物は長期利用を前提に、耐久性にも配慮します。
⑤ 地域とのつながり（交流・利用）	地域利用を想定した使いやすい施設構成とし、学校運営と両立できるよう利用範囲や動線に配慮します。
⑥ 持続可能性（維持管理・環境）	省エネルギーと快適性の両立を図り、環境負荷の低減に配慮します。あわせて、維持管理や更新がしやすく、ライフサイクルコストを抑えやすい施設計画とします。

2.2 義務教育学校として求められる教育環境の特性

前期課程（1～6年）と後期課程（7～9年）を一体運営する義務教育学校としての機能上、以下の特性に対応した施設計画とします。

- ・ 9年間を通じた縦割り学習・異学年交流スペースの確保（多目的室等）
- ・ 後期課程教員が前期課程に関与できる専科指導のための動線・時間割運営の利便性
- ・ 統合後も発生が見込まれる複式学級への対応や不登校傾向を含む多様な教育的ニーズに対応できる相談・支援スペースの充実

※前期課程…小学校1～6年生、後期課程…中学校1～3年生

第3章 施設規模計画

3.1 整備規模の前提条件（児童生徒数推計）

以下の数値を計画の前提条件とします。施設規模は開校時（令和11年4月）の想定に基づきつつ、令和32（2050）年度の長期見通しにも対応できる柔軟性を確保します。

区 分	R7 年度 (2025)	R11 年度 (2029) ※開校	R17 年度 (2035)	R22 年度 (2040)	R27 年度 (2045)	R32 年度 (2050)
前期課程 (1～6 年)	92 名	64 名	47 名	43 名	40 名	36 名
後期課程 (7～9 年)	65 名	55 名	36 名	32 名	30 名	27 名
合 計	157 名	119 名	83 名	75 名	70 名	63 名
概算学級数（普通）	9 学級	9 学級	6～7 学級	6～7 学級	6～7 学級	6～7 学級

※ 出典：基本構想 3.4 節の人口推計に基づく。R7 は実数、R11 以降は出生数・日向市人口ビジョン（R6.8）の人口推計（社人研推計準拠）の人口減少率に基づき推計。

3.2 既存施設の取扱い

施設	活用・更新方針
美々津小校舎（RC 造 2 階・1,704 m ² ）	改修して活用。普通教室・特別支援・管理諸室等に充当。断熱・内外装・設備の全面更新を実施。
美々津小体育館（面積不足）	中学校学習指導要領に合わせた面積を確保するため全面建替。避難所機能・防災備蓄倉庫を新設体育館に集約。

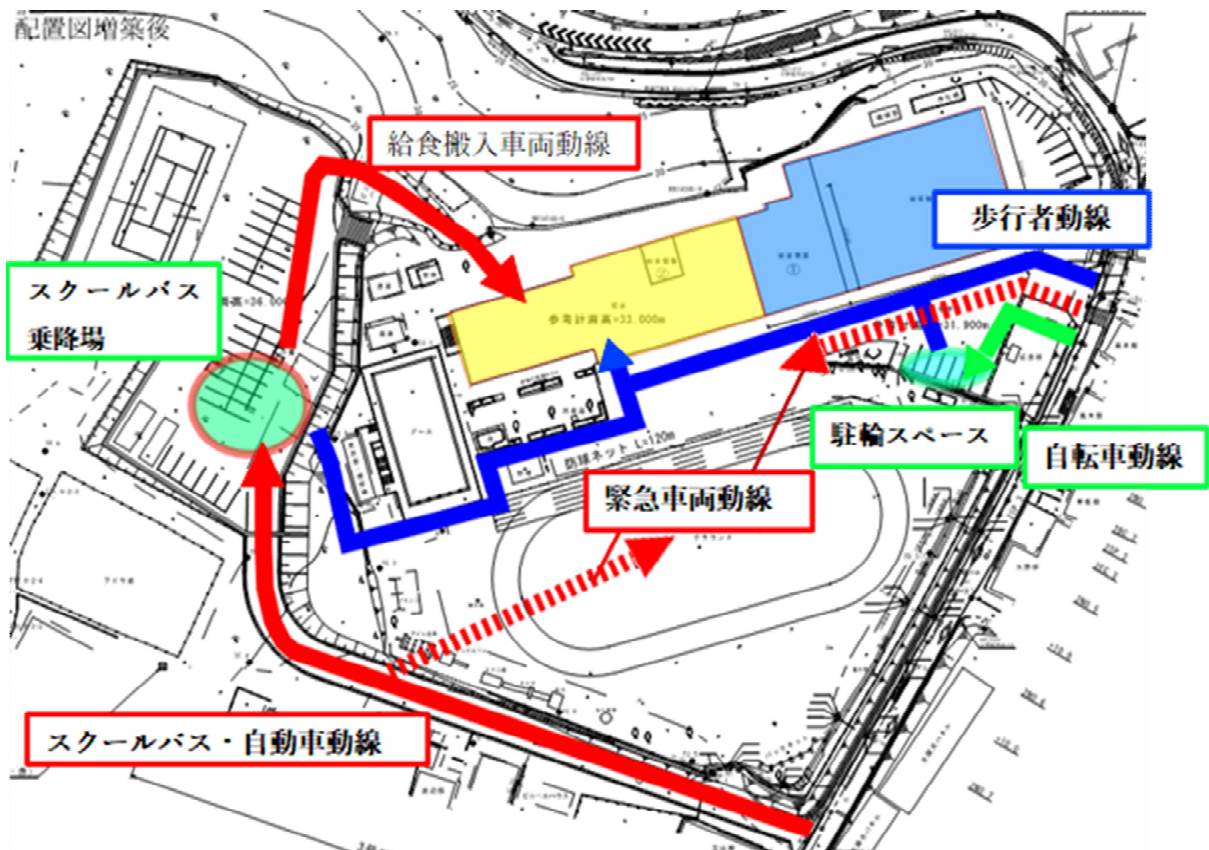
第4章 施設の考え方

4.1 敷地計画

（1）敷地の考え方

美々津小学校敷地（日向市美々津町 3506 番地 1）を整備場所とし、既存校舎の活用と新設工事を組み合わせた計画とします。整備にあたっては、敷地の安全性（浸水想定区域外・高台立地）を最大限に生かします。

- ・スクールバスが安全に利用できるよう、学校内への乗り入れルートや乗降場所を整備します。
- ・駐車場は明確な歩車分離により、通学動線と交差しない安全な動線を確保します。
- ・緊急車両や大型車両が進入可能となるような出入り口の幅・施設配置とします。
- ・グラウンドと校舎間に防球ネットを整備し、遊具の配置も球技活動の支障のないエリアへの移動を検討します。
- ・避難所としての運用を見据え、学校利用エリアと避難所利用エリアの動線を分離します。



（２）敷地利用計画（配置計画）

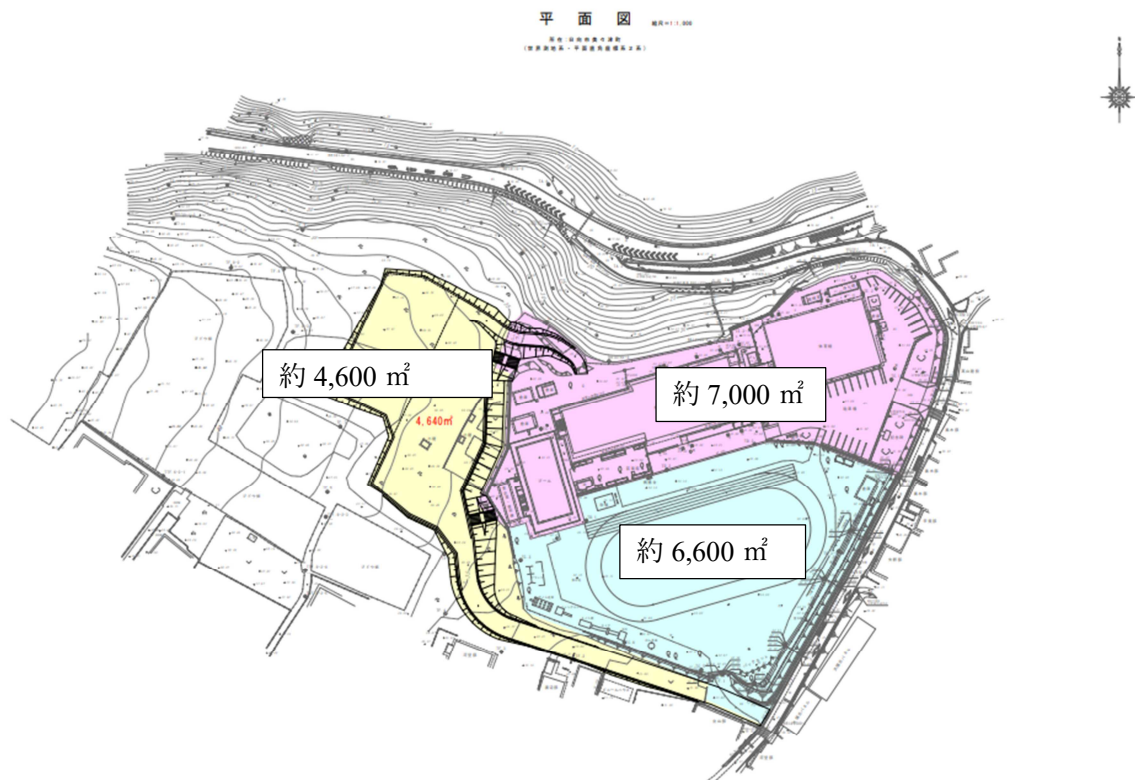
既存の美々津小学校敷地を活用しつつ、西側の隣接地を取得して敷地を拡幅します。拡幅エリアは造成工事を施し、駐車場・テニスコート等を整備します。

ゾーン	主な用途・施設
東側エリア（既存敷地）	校舎（改修・増築）、体育館（建替）、運動場
西側エリア（拡幅部）	駐車場・テニスコート・外構

※ 具体的な配置・動線は、基本設計・実施設計段階で整理します。

■ 敷地規模の目安

施設区分	面積（目安）
校舎・体育館（既存敷地）	約 7,000 m ² （既存活用分を含む）
運動場（既存敷地）	約 6,600 m ²
駐車場・取付道路等（拡幅部）	約 4,600 m ²



4.2 施設計画

開校時点（令和 11（2029）年 4 月）の児童生徒数に応じた適切な施設規模とし、利用効率の高いコンパクトで機能的な施設とします。第 2 章で示した基本方針の方向性を反映し、次世代型学習空間の実現を図ります。

（1）施設整備の基本コンセプト

①すべての子どもが安心して学べる学校

採光・通風に配慮するとともに、廊下・多目的スペースに展示・交流機能を持たせ、**子どもが多様な学びのスタイルを自ら選択できる空間構成**とします。また、障がいのある児童生徒等が安全で安心して学校生活を送れるよう、スロープ・手すり・トイレ・エレベーター等のバリアフリー化を図ります。全教室に空調設備とネットワーク環境（無線 LAN 等）を整備し、ICT 機器（タブレット等）を活用した多様な学びに対応します。

②地域と協働する開かれた学校づくり

保護者や地域住民が情報交換・交流に活用したり、放課後児童クラブとして使用できるスペースを確保します。

③防災・安全に配慮した学校づくり

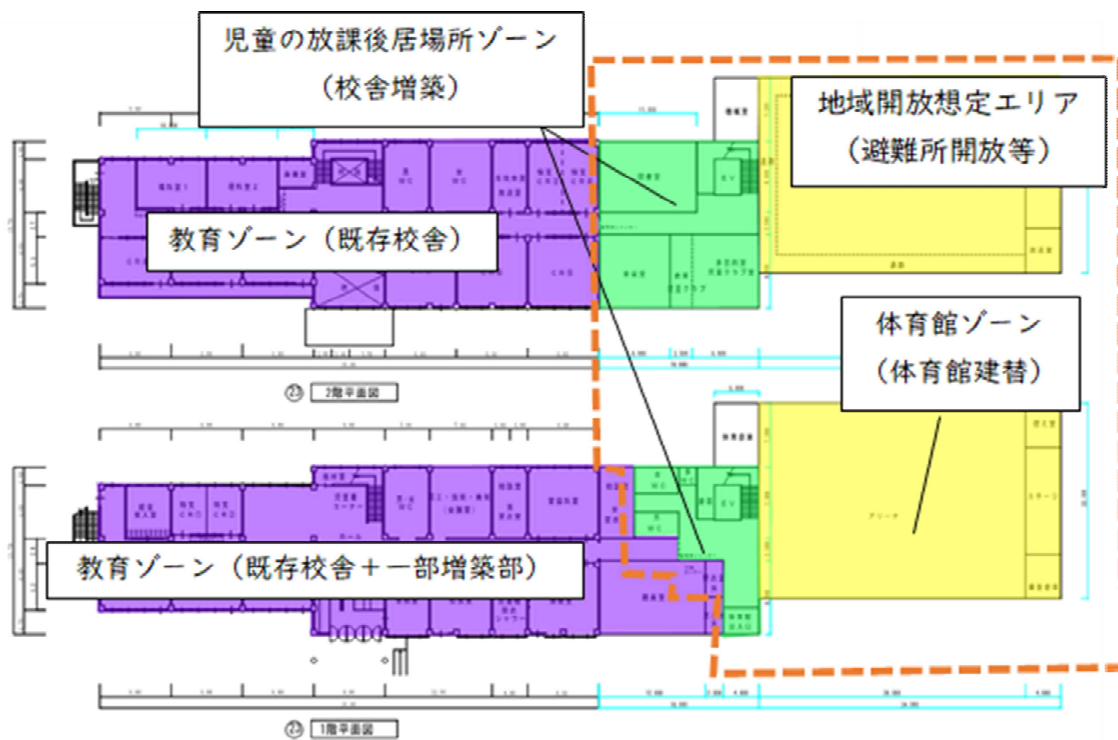
災害発生時には**地域住民の避難所として使用できる施設**とし、避難所となった後も学校の教育活動を早期に再開できるような動線・配置とします。避難所開放エリアには空調設備とネットワーク環境を整備し、避難所としての質を確保します。

④人と環境にやさしい学校づくり

人感センサーや高効率型器具・LED 照明等を採用し、省エネルギー化を図ります。

（２）必要諸室等

各諸室は義務教育学校9年間の横断的な学びに対応し、教科の内容に応じた空間構成・配置とします。



①教育ゾーン

○普通教室

- ・多様な教育活動が展開できるよう配慮します。
- ・従来の黒板ではなく、ホワイトボード等を備え、ICT 機器が活用できる教室とします。
- ・少人数学習・グループ学習・異学年交流ができる空間を確保します。
- ・教室内に適切な収納スペースを設けるよう配慮します。

○特別教室（理科室・音楽室・技術室・家庭科室等）

- ・各教科の学習特性に配慮し、実験・実習・表現活動など多様な教育活動が安全かつ円滑に行えるよう計画します。
- ・将来的な教育内容の変化にも対応できるよう、多目的利用や他教室との連携がしやすい配置を検討します。
- ・共用しやすいスペースや動線を意識し、学年を超えた学びや発表・展示などにも活用できる環境づくりに配慮します。

○管理諸室

- ・来校者対応や校内の見守りがしやすいよう、主要動線との関係に配慮して配置します。
- ・教職員の業務が効率的に行えるよう、必要な諸室の連携や情報共有のしやすさに配慮します。
- ・児童生徒の相談や保健対応等に配慮し、落ち着いて対応できる環境とプライバシーの確保を図ります。

②児童の放課後居場所ゾーン

- ・放課後児童クラブとして使用できるほか、集会、会議等に使用できる多目的室等を整備します。
- ・将来的な地域開放が想定される諸室（多目的室・図書室等）を整備します。
- ・避難所開放も想定し、緊急時の情報収集などに対応できるよう、ネットワーク環境を整備します。
- ・児童の放課後居場所ゾーンと教育ゾーンとの境界にパイプシャッターや扉等を設置し、必要に応じて非開放部分への部外者進入を防止します。

③体育館ゾーン（屋内運動場）

- ・バスケットコート1面とステージを有する体育館を新設します。
- ・地域施設開放を行うとともに避難所として活用するため、多目的トイレ・スロープ等を設けます。
- ・体育館に空調設備を整備し、災害時の避難生活の質を確保します。
- ・防災倉庫は、体育館と一体または近接して整備し、災害時に出し入れしやすい仕様とします。
- ・児童の放課後居場所ゾーンと体育館ゾーンは地域開放想定エリアとして、将来的な地域開放や体育館の夜間・休日の開放、緊急時の避難所開放を想定した計画とします。（エリア専用のトイレの配置など）

（３）室別面積一覧（案）

以下は計画の目安として整理した一覧です。基本設計段階では、国の指針（文部科学省「学校施設整備指針」）や見込まれる教育課程との整合性を図りながら、内容を精査していきます。普通教室については、**可動間仕切りなどを活用**し、多様な利用形態に対応できるよう検討します。また、将来的に学級数が減少した場合には、余剰となった普通教室を**支援室・少人数指導室・地域開放室などに転用**できるよう計画します。

区分	室 名	単位面積 (㎡)	室数	小計(㎡)	備 考
前期	普通教室（１～６年）	42	6	252	複式対応
前期	特別支援学級（前期）	24	2	48	
後期	普通教室（７～９年）	64	3	192	複式対応
後期	特別支援学級（後期）	32	2	64	
特別教室	理科室（準備室付）	64	2	128	前後期兼用
特別教室	音楽室（防音仕様）	64	1	64	防音・吸音
特別教室	図工室・技術・美術室	56	1	56	会議室兼用
特別教室	家庭科室	64	1	64	調理台・実習設備
特別教室	図書室	88	1	88	
特別教室	多目的ホール	64	1	64	共同学習
管理	職員室	100	1	100	
管理	校長室	50	1	50	
管理	事務室	40	1	40	
管理	職員更衣室	9	2	18	
管理	給食受入室	40	1	40	
管理	保健室	64	1	64	隔離・静養スペース含む
管理	放送室	10	1	10	
管理	教材室	20	1	20	
共用	下足室	64	1	64	
共用	児童・生徒更衣室	28	2	56	相談室兼用
放課後	放課後児童クラブ室	64	1	64	多目的室兼用
放課後	専用倉庫・事務スペース	20	1	20	
共用	男女トイレ	35	3	105	

区分	室 名	単位面積 (㎡)	室数	小計(㎡)	備 考
共用	廊下・階段・多目的トイレ等、機械室等	—	—	約 950	バリアフリー対応
体育館	メインアリーナ	—	1	660	中学規格バスケット1面・ステージ
体育館	器具庫	—	—	50	
体育館	防災備蓄倉庫	50	1	50	
体育館	男女トイレ	15	2	30	多目的トイレ
合 計				3400 ㎡程度	基本設計で精査

屋外施設

プール	25m 泳槽及びデッキ	—	—	460	防水改修等
プール	トイレ	10	2	20	男女別で整備
運動場	体育倉庫	20	1	20	
運動場	器具庫	20	1	20	施設美化活動器具庫

※ 面積はいずれも計画目安であり、基本設計段階で精査します。

（４）施設整備構成

既存校舎を改修して活用し、不足する教室等を整備するため、一部増築します。体育館は拡張するため建替とします。

施設区分	構造・階数・備考
既存校舎（改修）1,704 ㎡	鉄筋コンクリート造 2階建 内外装改修・設備更新を実施
新設校舎（増築）約 700 ㎡	鉄骨造 2階建（予定）
体育館（新設）約 1,000 ㎡	鉄骨造 平屋建 中学校学習指導要領に対応（バスケット1面）

（５）構造計画（耐震性能）

部位	耐震安全性の目標（分類）
構造体（Ⅱ類）	大地震動後、大きな補修なく使用可能（機能確保）
建築非構造部材（A類）	大地震動後も災害応急対策活動に支障のない状態（十分な機能確保）
建築設備（乙類）	大地震動後の人命安全確保及び二次災害の防止

※ 上記の性能区分は現時点の想定であり、基本設計・実施設計段階で最終確認します。

（6）設備計画

電気設備・機械設備・情報通信設備等は、教育、防災、地域活性化の各機能を支える重要な基盤です。本計画では、効率性、柔軟性、安全性、持続可能性を柱とし、それぞれの設備が連携する設計で児童生徒や地域住民が快適に利用できる施設を目指します。

①電気設備

○照明器具の省エネ化

- ・自然採光を積極的に取り入れ、高効率型、省エネルギー型の照明器具を採用し、照明負荷を抑制します。
- ・各室の利用用途に応じた消点灯方法（人感センサー等）や照度調整装置等を用いて省エネルギー化を図ります。

○非常用電源の確保

- ・避難所となる地域開放想定エリアの非常用電源を確保します（太陽光発電、蓄電池、可搬式発電機の利用等）

②空調設備

○エネルギー効率の向上

- ・集中管理システムや人感センサーを用いた空調制御を検討し、エネルギー消費の低減を図ります。

○換気と断熱

- ・熱交換型換気設備（CO2 濃度センサーの設置も検討）を導入し、教室や多目的施設で常に清浄な空気を供給します。
- ・屋根や外壁には高性能断熱材・高断熱性建具の採用を検討し、通年を通して省エネルギー化に努めます。

③給排水設備

○節水機能及び省エネ対応設備の導入

- ・各種水栓、トイレ、手洗い設備に節水型器具を採用し水資源の効率的な利用を図ります。

○衛生的かつ災害時にも活用可能な排水設備の確保

- ・給排水設備については、開校時の児童生徒数に応じた規模で既存設備を更新します。
- ・避難所運営時における汚水排水の増加分は、仮設トイレやマンホールトイレで補完する方針とします。

④セキュリティ設備

○防犯カメラの設置

- ・校舎の入り口等に設置します。
- ・施設管理室にリアルタイムで映像をチェックできるモニターを設置します。

⑤ネットワーク環境

○学習と業務のICT支援

- ・高速インターネット回線

教育 ICT を円滑に活用できるよう、ギガビット対応の高速インターネット回線を整備します。

- ・ネットワーク環境

校舎等にネットワーク環境を整備します。

⑥エレベーター

車椅子使用者が利用できるエレベーターを整備します。

第5章 事業費等

5.1 概算工事費

本事業は、既存の美々津小学校校舎の改修・活用を基本とし、体育館新設・校舎増築を組み合わせることで整備費の縮減を図ります。校舎等の構造・規模の具体的な検討については基本設計段階で精査しますが、現時点での概算工事費を以下に示します。

なお、事業費については、今後実施する用地取得、設計段階での精査、文化財調査結果、社会経済情勢の変動等により変更となる可能性があります。

項 目	内 容	概算事業費（億円）
用地買収・測量・設計費	西側敷地拡張、土木・建築測量設計費	1.7
文化財発掘調査費	新規拡張敷地部調査費	1.6
建築工事費	既存校舎改修、新校舎増築（鉄骨造）、体育館建替（鉄骨造）	15.5
土木工事費	敷地西側造成工事、外構、運動場整備	1.2
合 計		20.0

※ 概算事業費には、運営費（維持管理費・人件費等）は含みません。

※ 国庫補助制度の活用を最大限図り、市の財政負担の縮減に努めます。

※ 基本計画策定に伴う精査により基本構想策定時の内訳を変更。

5.2 整備手法の選定

（1）整備手法の検討プロセス

整備手法について、地域の特性、財政的制約、事業期間の制約を踏まえ、以下の整備手法を比較・検討します。

① 従来方式

地方自治体が設計、建設、維持管理、運営すべてを主体的に実施するこれまでどおりの方式。

【メリット】

○自治体主体の実施

・地方自治体が計画立案から設計、施工管理、運営に至るまで一貫して主体的に関与できます。

○柔軟な設計・管理

・地域ニーズを最大限反映し、施設仕様や運営方針を柔軟に調整可能です。

○財政管理の統制

- ・予算配分や財政調整を自治体が直接管理するため、予算超過リスクが低減できます。

【デメリット】

○財政負担の増加

- ・初期投資を公的資金で賄うため、財政負担が大きくなる場合があります。

○性能向上やサービス改善の柔軟性低下

- ・民間の設計・建設・運営のノウハウが活用しづらいため、性能・サービス改善の柔軟性は低下します。

②PFI方式

民間資金やノウハウを活用し、設計、建設、維持管理、運営を包括的に行う方式。

【メリット】

○民間資金とノウハウの活用

- ・設計、建設、維持管理、運営の一体化を図り、民間の専門性を活用して品質向上を目指すことが可能です。
- ・コストと機能の最適化を図る手法を導入することで、費用対効果を最大化できます。
- ・民間資金の導入により、自治体の初期投資を抑制し、長期の財政計画を安定化することができます。

○設計・建設・維持・運営を一括発注することによるライフサイクルコストを最小化

- ・設計と施工の同時進行により、事業工期短縮とコスト抑制を図ることができます。
- ・維持管理費等を見込んだライフサイクルコスト分析を契約設計に組み込み、長期的なコスト削減を図ることができます。

【デメリット】

○運営への民間参入

- ・PFIの事業効果を高めるためには運営への民間参入が必要となりますが、学校の設置・運営については地方公共団体・学校法人に限られているため、民間参入が困難であり、PFI事業の活用範囲が限定的となります。

○地元への経済波及効果

- ・PFI事業への参画経験のない地元企業の参入が困難であることから、地元経済への波及効果が不透明です。

○事業期間の長期化

- ・複雑な契約設計、監理が必要となり、事業方式の検討から発注、契約までの期間が長期化する傾向にあります。

（2）PFI方式の不採用について

本計画条件では、以下の理由により、PFI方式を採用しないこととします。

①学校運営の制約

学校の設置・運営については地方公共団体または学校法人に限定されているため、民間事業者の参入が困難であり、PFI方式の効果を十分に発揮できないこと。

②時間的制約

BT方式を含むPFI方式の導入には、サウンディング調査や性能発注のための可能性調査期間が6～9か月必要であり、これにより事業発注が令和9（2027）年度にずれ込むこと

が見込まれます。令和11（2029）年の開校を目標とする本基本計画の短期間のスケジュールには対応できません。

③その他の定性的理由

先進事例をみても、学校施設新設事業におけるPFI事業の事例が少なく、事業効果が限定的であること。

（3）従来方式の採用

本事業においては従来方式が他手法と比較して最適と判断しました。具体的な理由は以下のとおりです。

①地域の特性に即した柔軟な対応

美々津地区の特有ニーズ（津波リスク軽減、防災機能、地域コミュニティ活性化）に応じたカスタマイズ性が高く、計画変更にも迅速に対応可能です。

地域住民との合意形成を従来方式のもとで自治体主導により進めることで、計画の一貫性を維持しやすくなります。

②地域産業・雇用への波及と公的調達の透明性

地元業者を活用しやすく、地域経済への波及効果も直接的かつ明確に見込めます。また、公的調達プロセスを通じて、競争性や公平性も確保しやすくなります。

③財政リスクの管理

自治体が財政を直接管理できるため、予算超過リスクを抑えることができます。

5.3 財源計画

本事業は、国庫補助制度の活用を前提として財源を組み立て、一般財源の負担平準化を図ります。国庫補助の対象範囲（工種・面積・数量の扱い等）、補助率、採択の優先順位や必要書類は、制度運用・予算枠・年度方針等により変動する可能性があるため、基本設計・実施設計の各段階で要件確認と事業費の精査を行い、制度要件に適合する範囲で最大限活用します。

（1）財源構成の基本的な考え方

①国庫補助（負担金・交付金）

主要工事（新設・増築・改修）に対し、制度要件に適合する範囲で最大限活用します。

②地方債の活用

国庫補助金を除く自治体負担分については、年度ごとの負担を平準化する観点から、地方債の活用を検討します。教育・福祉施設等整備事業（学校教育施設等）における令和8（2026）年度の充当率は90%です。

③一般財源

補助対象外経費、地方債対象外経費、事務費等を中心に計上します。

④その他財源

省エネ・脱炭素等の関連事業を検討します。

（２） 国庫補助制度の適用方針（対象事業別）

以下を基本方針として制度適用を検討します。最終的な適用可否は、所管部署との協議および要綱・手引き等の最新確認により決定します。

対象事業	想定する国庫制度	位置づけ（考え方）	基準単価（R7単価使用）×対象面積×補助率（1/2）
体育館新設（鉄骨造）	公立学校施設整備費 負担金	学校施設の新設として、必要面積・機能を満たす計画とし、負担金の対象整理を行う。	$315,400円 \times 1,000m^2 \times 50\%$ = 157,700千円
既存校舎改修 （RC造2階）	学校施設環境改善 交付金	既存施設の性能・環境改善（安全性、学習環境、バリアフリー、設備更新等）を目的に、改修範囲と効果を整理して交付金適用を図る。	$325,700円 \times 1,704m^2 \times 46\% \times 50\%$ = 127,648千円
校舎増築 （鉄骨造）	公立学校施設整備費 負担金	学級増・機能増等の増築として、必要諸室・面積の合理性を整理し負担金適用を図る。	$315,400円 \times 730m^2 \times 50\%$ = 115,121千円
計（見込み）			約4億円

※ 上記は現時点の想定であり、対象事業・構造・仕様等に応じて適用制度を整理します。

20.0

単位：億円

地方単独 発掘調査事業費		継ぎ足し単独事業10.4（単独地方債算出対象額） 充当率75%		国庫負担事業分 8.0		
				日向市負担分4.0 （起債算出対象額） 充当率90%		国庫補助金等
一般財源 1.6	一般財源 2.6	地方債7.8 償還は一般財源（交付税措置なし）		地方債3.6		4.0
				一財財 源 0.4	償還のうち 一般財源分 1.2	償還のうち 交付税措置算入分 2.4

※実質負担額・・・13.6億円（償還利子含まず）

※地方債の返済に当たっては、別途償還利子が加算されます。

5.4 跡地の利活用方針

義務教育学校開校後に廃止となる各校の跡地（校地・校舎）については、関係課と連携し、日向市公共施設等総合管理計画（総量最適化・複合化・転用・処分（売却または解体）等）の考え方に沿って活用方針を検討します。現時点での方針は以下のとおりです。

- ・ 寺迫小学校

工事期間中は仮移転先として活用。義務教育学校開校後、施設の転用・処分を実施します。

- ・ 美々津中学校、寺迫幼稚園

義務教育学校開校後は施設の処分を実施します。

- ・ 田の原分校

老朽化状況・維持管理費を踏まえ、速やかに施設の処分を実施します。

5.5 中長期的な公共施設マネジメントの視点

学校施設の統合・複合化は、日向市公共施設等総合管理計画が掲げる「建物系施設の30%削減」方針に適合します。本事業により南部地区では3校（＋分校）を1校に集約し延床面積を縮減します。また、将来的な児童生徒数の減少に応じ余剰となった教室を少人数指導室・支援室・地域開放室等に転用できるよう、施設の変性を確保します（3.2節および4.2節参照）。地域住民との連携利用（コミュニティスクール・放課後児童クラブ・防災活動等）を通じ、学校施設を地域の複合拠点として長期にわたり有効活用します。

第6章 事業スケジュール

本基本計画策定後は、以下のスケジュールで事業を進めます。基本設計・実施設計、造成工事、建築工事等を段階的に実施し、令和11（2029）年4月の開校を目指します。なお、基本設計段階での精査結果等により変更となる可能性があります。

項 目	令和8（2026）年度		令和9（2027）年度		令和10（2028）年度		令和11（2029）
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	開校
① 基本計画策定							
② 用地取得・文化財調査							
③ 基本設計							
④ 実施設計							
⑤ 建設工事（造成）							
⑥ 建設工事（建築）							

（1）令和9（2027）年4月以降 美々津小学校・寺迫小学校の統合（仮移転を含む）

複式学級の解消を図るとともに、美々津小学校敷地で義務教育学校の整備を開始するため、施工期間中は児童の安全確保を最優先とし、美々津小学校を一時的に休校（仮移転）します。休校期間中は、美々津小学校の児童が寺迫小学校へ通学することとし、通学距離・通学時間等に配慮し、スクールバス又はスクールタクシー等による通学支援を検討します。

※「休校」は工事期間中の仮移転であり、廃校ではありません。

（2）令和11（2029）年4月以降 「日向南部地区義務教育学校（仮称）」の開校

美々津中学校・美々津小学校（田の原分校を含む）・寺迫小学校を統合し、義務教育学校として新たに開校します。